平成２７年（フ）第３１８号
千葉県佐倉市山崎183－２－101　菊地彰方、商業登記簿上の本店所在地千葉県佐倉市山崎183番地２　コルサム佐倉101
破産者　株式会社サンワード
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３１９号
千葉県佐倉市田町121番地１　モアクレストアルファス佐倉811号
破産者　菊地　　彰
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７９７号
東京都武蔵野市緑町１丁目５番20号
破産者　有限会社東京第一青果
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
静岡県田方郡函南町間宮438番地の１
破産者　株式会社Ｒｅｔｕｒｎ’ｓ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
静岡県富士市原田1040番地
破産者　有限会社エフ・エス・アイ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２０８号
静岡県浜松市南区小沢渡町980番地
破産者　中村プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
大津市大江６丁目５番11号
破産者　有限会社パーセック
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１５号
京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
破産者　株式会社三美
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
岡山市北区京橋南町２番６号リョーアイ501、開始決定時の住所岡山市北区弓之町１番７号コンフォート岡山602
破産者　松浦　久光
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９号
岡山県瀬戸内市長船町東須恵490番地１
破産者　石田　和也
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０９号
岡山県和気郡和気町福富733番地
破産者　有限会社秋久建設
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄2282番地
破産者　有限会社オン・ザ・ロードサービス
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山口県宇部市大字妻崎開作184番地の10
破産者　野口工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４８２号
札幌市北区あいの里１条４丁目14番15号　サンヴィレッチＢ棟101号
破産者　山田有紀子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３７号
札幌市西区発寒３条６丁目３番１－201号
破産者　當銀　浩彰
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１８号
札幌市白石区南郷通17丁目北７番16号　コーポラス南郷102号
破産者　國井　英俊
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
岩手県九戸郡洋野町帯島第１地割62番地
破産者　大沢　明宏
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第７２号
秋田県能代市字寿域長根59番地16　203号室、前住所秋田県大館市白沢字白沢437番地19
破産者　藤盛　瑞貴
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２１３号
埼玉県深谷市針ヶ谷270番地２、前住所茨城県猿島郡五霞町原宿台３丁目21番地１
破産者　南川　伸充
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２２５号
茨城県結城市大字結城2938番地２
破産者　和嶋　利春
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部